

第11次北海道交通安全計画（素案）の概要

計画策定の趣旨

陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、交通安全対策基本法に基づき「北海道交通安全計画」を策定する。

第1部 総論

第1章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

根拠：交通安全対策基本法第25条
（陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱）
作成主体：北海道交通安全対策会議
期間：令和3年度～令和7年度の5年間

2 計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
（高齢者、障がい者、子供等の安全確保）
- ・高齢化が進捗しても安全に移動できる社会の構築

3 計画の推進

- ・交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ・地域ぐるみの交通安全対策の推進

4 計画期間において注視すべき事項

- ・高まる安全への要請と交通安全
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の注視

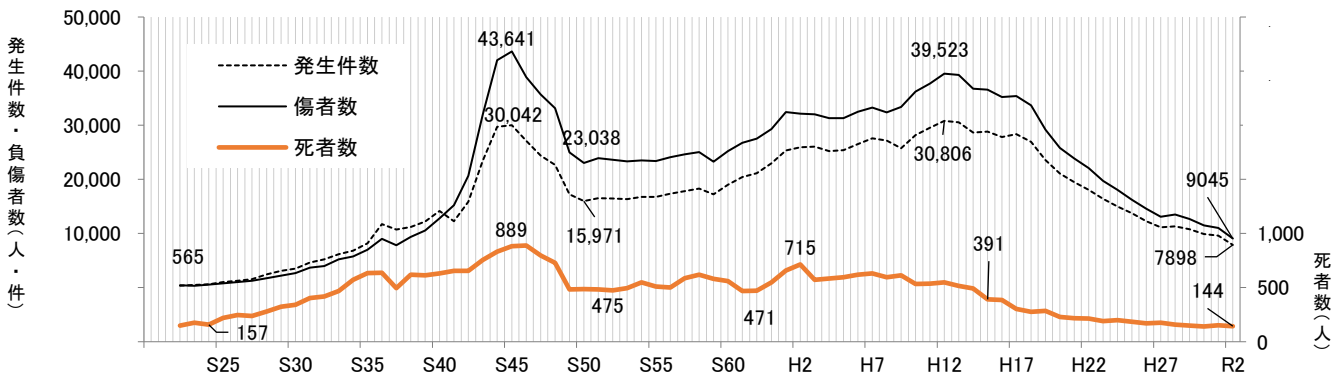
第2章 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状等

第10次交通安全計画の目標
死者150人→144人(R2)達成

- ・高齢者（65歳以上）の死者数が増加（全死者数の18%（S46）→55%（R1））
- ・交通事故死者数の減少幅は縮小傾向
- ・16歳～24歳までの死者数が減少（特に自動車乗車中の減少が顕著）
【背景】高齢者人口の増加、シートベルト着用率等の頭打ち など

〔道路交通事故における交通事故発生件数、死者数及び負傷者数〕



2 鉄道交通の現状

運転事故は、近年はほぼ横ばいの傾向
11件、死者2人（R元）

3 踏切事故の現状

長期的には減少傾向
4件、死傷者3人（R元）

第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

令和7年までに24時間交通事故死者数を**134人以下**とし、達成後はさらにゼロに近づける。

2 鉄道交通の安全についての目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

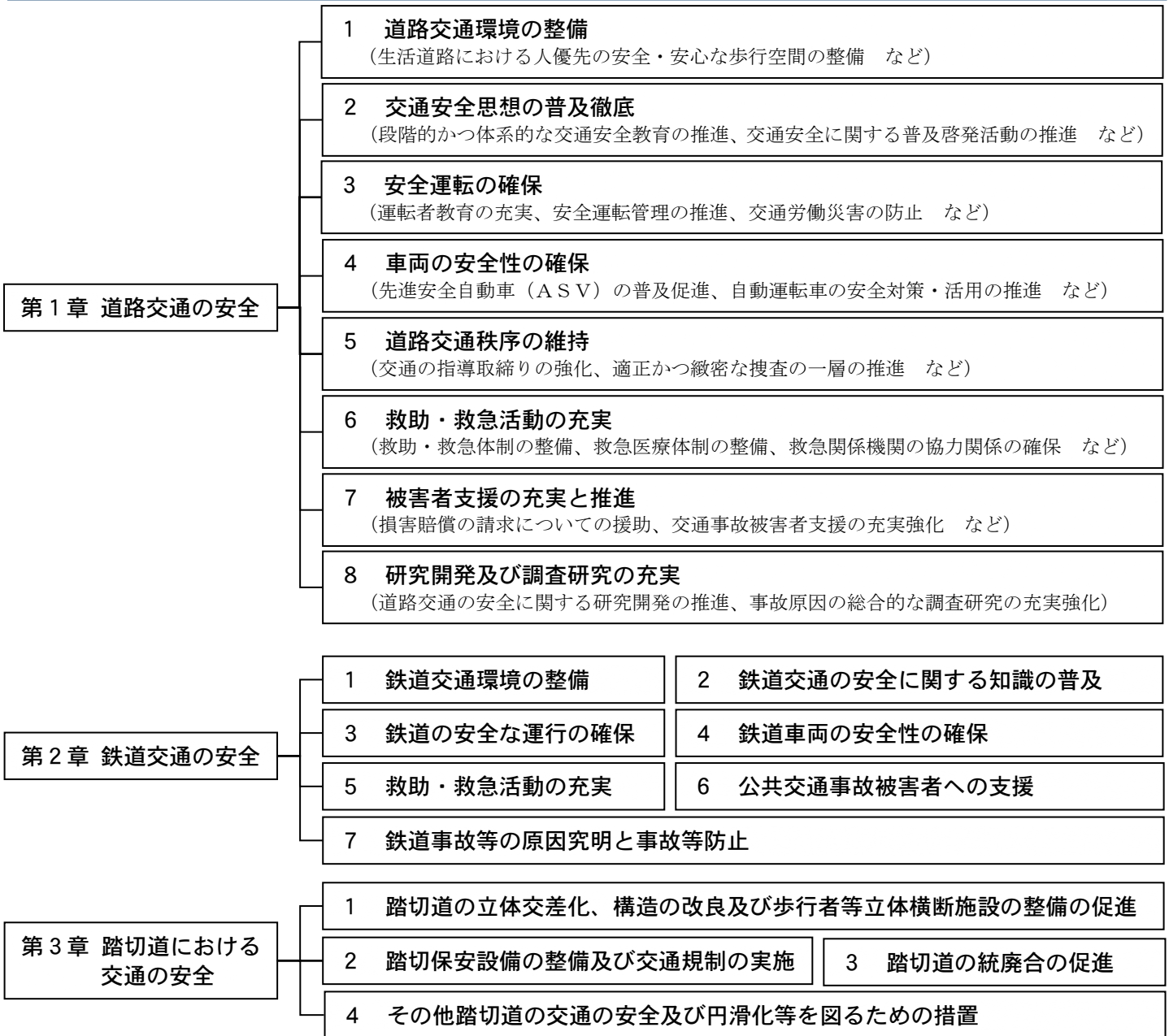
3 踏切道における交通の安全についての目標

踏切事故の発生を極力防止

第4章 施策の柱と重点課題

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策 (市町村などと連携して総合的な対策の推進)	5 自転車の安全利用 (交通ルール・マナーに関する交通安全教育)
2 飲酒運転の根絶 (飲酒運転を根絶するための社会環境づくり)	6 生活道路等における安全確保 (幹線道路との関係性を踏まえた面的対策)
3 スピードダウン (交通事故の発生実態に即した速度抑制対策)	7 鉄道交通における安全対策
4 シートベルトの全席着用 (交通事故の実態に基づき必要性を普及啓発)	8 踏切道における交通安全対策
	9 冬季に係る陸上交通の安全

第2部 講じようとする施策



今後のスケジュール

- 令和3年3月～4月 パブリックコメントの実施
- 令和3年6月 第11次北海道交通安全計画案の環境生活委員会報告
- 令和3年7月 北海道交通安全対策会議の開催 計画決定(予定)